

機能訓練

平成30年度報酬単価

機能訓練サービス費（Ⅰ）	定員20人以下	791 単位
	定員21人以上40人以下	707 単位
	定員41人以上60人以下	672 単位
	定員61人以上80人以下	644 単位
	定員81人以上	607 単位
機能訓練サービス費（Ⅱ）	1時間未満	248 単位
	1時間以上	570 単位
	視覚障害者に対する専門的訓練	732 単位
共生型機能訓練サービス費		696 単位
基準該当機能訓練サービス費		696 単位

旧単価

機能訓練サービス費（Ⅰ）	定員20人以下	787 単位
	定員21人以上40人以下	704 単位
	定員41人以上60人以下	669 単位
	定員61人以上80人以下	641 単位
	定員81人以上	604 単位
機能訓練サービス費（Ⅱ）	1時間未満	245 単位
	1時間以上	564 単位
	視覚障害者に対する専門的訓練	724 単位
基準該当機能訓練サービス費		787 単位

機能訓練

平成30年度報酬単価

地方公共団体の指定機能訓練事業所	96.5 %	
定員超過利用減算	70 %	
従業員欠如減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	新設
3月以上連続して減算の場合	50 %	新設
サービス管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで	70 %	新設
5月以上連続して減算の場合	50 %	新設
機能訓練計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	新設
3月以上連続して減算の場合	50 %	新設
標準利用期間超過減算	95 %	
身体拘束廃止未実施減算	5 単位	新設
サービス管理責任者配置等加算	58 単位	新設
※共生型機能訓練に限る		
特別地域加算	15 %	新設
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位	
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位	
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位	
初期加算	30 単位	
欠席時対応加算	94 単位	
リハビリテーション加算（Ⅰ）	48 単位	新設
リハビリテーション加算（Ⅱ）	20 単位	

旧単価

地方公共団体の指定機能訓練事業所	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	70 %
機能訓練計画未作成減算	95 %
標準利用期間超過減算	95 %
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位
初期加算	30 単位
欠席時対応加算	94 単位
リハビリテーション加算	20 単位

機能訓練

平成30年度報酬単価

利用者負担上限額管理加算	150 単位	
食事提供体制加算	30 単位	
送迎加算（Ⅰ）	21 単位	
※同一敷地内の場合	70 %	新設
送迎加算（Ⅱ）	10 単位	
※同一敷地内の場合	70 %	新設
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	500 単位	
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	250 単位	新設
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位	新設
社会生活支援特別加算	480 単位	新設
就労移行支援体制加算		
定員20人以下	42 単位	新設
定員21人以上40人以下	18 単位	新設
定員41人以上60人以下	10 単位	新設
定員61人以上80人以下	7 単位	新設
定員81人以上	6 単位	新設

旧単価

利用者負担上限額管理加算	150 単位
食事提供体制加算	30 単位
送迎加算（Ⅰ）	27 単位
送迎加算（Ⅱ）	13 単位
障害福祉サービスの体験利用支援加算	300 単位

機能訓練

平成30年度報酬単価

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.8 %
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %

新設

旧単価

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.8 %
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %